

京都議定書目標達成計画（抄）

（平成 17 年 4 月 28 日 策定）

（平成 18 年 7 月 11 日 一部改定）

平成 20 年 3 月 28 日 全部改定

第 3 省 目標達成のための対策と施策

第 2 節 地球温暖化対策及び施策

2. 横断的施策

（6）国民運動の展開

○情報提供・普及啓発

チーム・マイナス 6 %における「1人1日1kgCO₂削減チャレンジ宣言」、「クールビズ」や「ウォームビズ」など、テレビ・新聞・インターネット等各種マスメディアの積極的な活用を始め、多様な手法による適切な情報提供を通じて国民の意識に強く働きかけることにより、地球温暖化防止に向けた国民一人一人の自主的な行動に結びつけていく。

また、省エネルギー法に基づき、エネルギー供給事業者、省エネルギー型製品販売事業者等は、省エネルギー機器の使用者に対して省エネルギーに関する情報や手段を十分に提供することとする。さらに、産業界に対して省エネルギーに資する機器の供給を促す。

省エネ製品の選択といった消費者の行動を促すため、様々な製品やサービスの製造・使用段階等における二酸化炭素排出量の「見える化」を推進するとともに、最新の科学的知識の提供による健全な危機感の醸成や、何をすることが温室効果ガスの排出抑制や吸収源対策の促進につながるのかという具体的な行動に関する情報提供・普及啓発に取り組む。そのため、地球温暖化対策推進法の改正により、排出抑制等指針において、事業者に対して求められる措置を示す等とともに、多様な手法を活用し、国民各層に対して以下の取組を実施する。

- ・ 「1人1日1kgCO₂削減」をモットーとする大規模キャンペーン、「クールビズ」や「ウォームビズ」の推進など、幅広い主体が参加し、地球温暖化防止に国民全てが一丸となって取り組むチーム・マイナス 6 %による取組等を促進する。
- ・ 環境物品等に関する情報提供等を通じて、事業者や国民によるグリーン購入の取組を促進する。

- ・エコポイント等、環境に配慮した行動の多寡に応じて経済的インセンティブを付与する取組を推進する。
- ・カーボン・オフセットの取組の普及を進める。
- ・省エネ家電普及促進フォーラムにより、省エネ家電製品の普及を促進する。
- ・トップランナー基準の対象となっていない食器洗い機等の機器について、エネルギー消費量の少ない製品への買換えを促進する。
- ・機器の効率等を消費者が容易に識別するための「省エネラベリング制度」に加え、小売事業者による積極的な省エネルギー製品の販売を促進するため、「省エネルギー型製品販売事業者評価制度」の普及・充実を図るとともに、「統一省エネラベル」等による普及啓発等を促進する。
- ・家電、ガス機器、石油機器等の小売事業者による消費者への省エネルギー情報の積極的な提供を促進する。
- ・電力会社やガス会社に対して、高効率機器の普及促進やエネルギー使用状況の情報提供などの省エネルギー促進事業の実施及びその実施状況の公表を求める。
- ・不要不急の自家用乗用車の利用の自粛、エコドライブ（駐停車時のアイドリングストップ、交通状況に応じた安全な定速走行等）の普及を促進する。
- ・公共交通機関の利用推進に関する交通事業者と経済界等の協働による取組の促進のための啓発活動を展開する。
- ・荷主と物流事業者の協働による取組の促進のための啓発活動を展開する。
- ・環境に優しい鉄道貨物輸送の認知度を高めるための普及啓発活動を展開する。
- ・食料の輸送に伴う燃料の消費抑制に資する地産地消の取組を推進する。
- ・バイオマスの利活用など地域の活性化にも資する農林水産業を通じた地球環境保全に関する取組を推進する。
- ・吸収源対策としての緑化の重要性を広く普及啓発するため、みどりの月間、都市緑化月間等における国民的緑化運動の展開、緑の募金や都市緑化基金の活用等による民間の森林づくりや緑化活動の促進など、国民参加型の緑化運動を展開する。
- ・地域材利用の意義等に関する普及啓発活動（木づかい運動）を展開する。